

令和6年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和6年11月7日

浅川清流環境組合議会

令和6年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(議案上程)	
議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	5
議案第4号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について	6
議案第5号 令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)	13
(請願上程)	
請願第6-1号 相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的対策を求める請願	14
(議員派遣)	
議員派遣の件	35
閉会	35

日程第3 管理者報告

(議案上程)

日程第4 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第4号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

日程第6 議案第5号 令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)

(請願上程)

日程第7 請願第6-1号 相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的対策を求める請願

(議員派遣)

日程第8 議員派遣の件

○議長（窪田知子君） おはようございます。

これより、令和6年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員、12名であります。

○議長（窪田知子君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、2番森沢美和子議員、3番鈴木洋子議員を指名いたします。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） おはようございます。

本日は、御多忙のところ、令和6年第2回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、7件の報告をさせていただきます。

1. 北川原公園ごみ搬入路について

日野市では、令和5年10月に立ち上げました、ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会を現在までに8回開催いたしました。

この検討会は、都市計画や公園・景観などの専門家、公募市民、北川原公園ごみ搬入路住民訴訟の原告団代表、市関係者から構成されており、違法状態の解消を図ることなどについて、慎重な議論を行っております。

また、この間においては、周辺地域との意見交換会や北川原公園ごみ搬入路検討市民会議を開催するなど、最適な違法性解消策を導き出せるよう取り組んでいるところであります。

組合といたしましても、引き続き検討会の状況など、経過について、日野市、国分寺市、小金井市の3市と情報の共有をしております。

2. 水銀濃度の一時的上昇について

今年度、4月21日に1度、7月21日に2度にわたり、当組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が測定されました。

いずれも、短時間で正常な数値に復帰したため、組合の定める停止基準には至らず、また、直ちに

周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることもありませんでしたが、水銀の混入防止に向けた啓発につなげるため、当組合の定める公表基準には該当しないものの、その都度、速やかに公表を行ってきたところでもあります。

しかし、組合といたしましては、昨年度から続く、この事態を重く受け止め、構成市に対し、再発防止に向けた、市民、事業者への適切なおみ出し方の指導、啓発の徹底を要請いたしております。

3. ごみ処理実績について

令和5年度の可燃ごみの搬入量は、全体で5万8,401トンとなり、内訳としては日野市が2万7,696トン、国分寺市が1万6,973トン、小金井市が1万3,732トンとなっております。

令和4年度と比較いたしまして、全体で2,316トン、約3.8%の減となっております。

可燃ごみの搬入量につきましては、令和5年度も、令和4年度に引き続き、減少傾向が見られたところでもあります。

引き続き、構成市3市とごみの減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

4. 災害廃棄物広域支援について

令和6年能登半島地震では、各地で甚大な被害が発生いたしました。被災地では、大量の災害廃棄物が、復旧・復興の大きな障害となっております。

このような状況を踏まえ、石川県から東京都へ、被害のあった珠洲市及び輪島市など被災自治体の災害廃棄物の広域処理について協力依頼がありました。

東京都では、市長会などの協力を得て、被災自治体と災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、広域処理を行っていくこととなりました。

多摩地域においても、大型車両による受入れが可能な清掃施設においては、9月以降、順次受入れが始まっており、他の施設においても、中型車両が用意される年度末から受入れが始まる予定となっております。

今後、当組合においても、中型車両により、1か月当たり50トン、年間で600トン程度の受入れを行う方向で調整をしております。

5. 施設見学実績について

令和5年度の施設見学の実績といたしましては、団体見学は95件、3,198人、個人見学は25件、55人となっております。

令和4年度の実績に比べ、団体、個人合わせて3件の減、503人の増となっております。

特に小学校の社会科見学が多くなってきており、令和6年度においては、構成市3市全ての公立校の小学校4年生が、見学に来る予定であります。

今後も、よりよい環境学習のお手伝いができるよう、施設見学の充実を図ってまいります。

6. 環境定点測定及び維持管理情報について

環境定点測定については、周辺地域の御要望を受け、居住地に近い地点で環境調査を行っているものであります。

測定時期は、夏、冬の年2回、測定地点は、可燃ごみ処理施設周辺の公園など4地点で測定を行っております。

いずれの測定結果も環境基準値、指針値以下の数値となっております。

また、この環境定点測定とは別に、維持管理情報として、当施設の煙突出口付近の排ガス等の状況を毎月測定し公表しております。

これらの測定結果についても全て排出基準値以下の数値となっております。

今後も信頼される施設運営のため、継続して測定及び公表を行ってまいります。

7. 専門家委員会の開催について

公害の防止対策など、施設の運転について、学識経験者の意見を伺う場として専門家委員会を設置しております。

2月20日及び8月2日に開かれました、第4回及び第5回専門家委員会では、先ほど御報告させていただいた、水銀濃度の一時的超過の状況について報告をさせていただきました。

委員からは、「かなり厳しい基準で、適切な運転管理をしている。水銀が可燃ごみに混入しないよう、引き続き、構成市3市と協力して、分別の徹底や啓発活動をしっかり行っていく必要がある」との、御意見をいただいております。

次回の専門家委員会の開催は令和7年2月を予定しております。

以上、主要な事項について御報告を申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（窪田知子君） これより、議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

初めに概要でございます。本条例は、刑法等の一部を改正する法律において、刑の種類から「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴い、該当する条例について、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。

恐れ入ります。議案書2ページをお開きください。

改正内容といたしまして、本条例第1条から第2条に記載の条例中、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

議案書4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

浅川清流環境組合職員の分限に関する条例第7条について、5ページの下線部「禁錮の刑」から、4ページの下線部「拘禁刑」に変更するものであります。

次に、議案書6ページ、7ページをお開きください。

浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例第17条について、7ページの下線部「懲役」から、6ページの下線部「拘禁刑」に変更するものでございます。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。

下から7行目、付則でございます。この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

御意見のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第4号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第4号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は24億2,747万1,013円、歳出決算額は21億8,215万3,040円、歳入歳出差引残額は2億4,531万7,973円であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長の説明の前に、代表監査委員からの審査報告を求めます。代表監

査委員。

○代表監査委員（福島基君） 代表監査委員の福島でございます。

令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました決算書及び決算付属書類について、岸田監査委員とともに慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、出納閉鎖日における令和5年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪田知子君） 次に、事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

議案第4号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明を申し上げます。

恐れ入ります。議案書の1ページを御覧ください。中段でございます。令和5年度浅川清流環境組合一般会計歳入歳出決算書、予算現額は22億4,428万8,000円、歳入決算額は24億2,747万1,013円、歳出決算額は21億8,215万3,040円、歳入歳出差引残額は2億4,531万7,973円でございます。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和5年度一般会計歳入歳出決算書で御説明いたします。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。令和5年度浅川清流環境組合歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額はただいまの御説明のとおりでございます。

一般会計の欄、3ページの一番右側、実質収支額は歳入歳出差引額と同じ2億4,531万7,973円でございます。剰余金につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和6年度の歳入に繰越処理をしております。

引き続き、事項別明細書により説明させていただきます。恐れ入ります。12ページ、13ページをお開き願います。

歳入の決算状況でございます。13ページ、備考欄で主なものを説明させていただきます。

事務経費負担金でございます。事務経費負担金については、施設の土地の借上料や組合債の償還金など、施設の設置に関する費用については構成団体3市で等分の負担をしていただき、その他の議会費、職員の給与、可燃ごみ処理施設運営業務委託料など、施設の運営に関わる費用は、各市の可燃ごみ搬入量に応じて負担していただいております。

その下、周辺環境整備負担金につきましては、国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただいているものでございます。

続いて、前年度繰越金でございます。令和4年度の剰余金を令和5年度の歳入に繰越処理したものでございます。

続いて、下から2行目、余剰電力売電料でございます。可燃ごみ処理施設に設置する発電設備から

発生する電力で、固定買取りと入札分に分けて売却するものでございます。令和5年度は入札分の売却単価が上がったため、約8,500万円の増加となっております。

その下、その他雑入は、ごみ焼却処理の過程で発生する焼却鉄及び落じん灰を資源として売却したことによる収入でございます。

最下段でございます。歳入合計です。収入済額の調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の決算状況でございます。歳出につきましては、令和5年度から新たに発生した予算科目等を中心に、備考欄にて御説明させていただきます。

恐れ入ります。14ページ、15ページをお開き願います。一番右の備考欄、議会事務経費でございます。議会費全体の決算状況は、支出済額491万2,693円、予算現額に対する執行率は85.2%でございます。

備考欄、8旅費、費用弁償でございます。こちらは令和6年1月30日から31日に実施しました組合議員視察研修にかかった費用の費用弁償となります。当日は、大阪市にございます日立造船株式会社先端情報技術センター及び同じく日立造船株式会社築港工場の視察を行いました。

続きまして、中段、一般管理経費でございます。総務費全体の決算状況は、支出済額5億9,995万2,312円、予算現額に対する執行率は97.0%でございます。

備考欄、8旅費、特別旅費でございます。先ほど御説明させていただきました組合議員視察に随行した組合職員の旅費となります。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開きください。備考欄、12委託料の一番下、(仮称)見学者配布用冊子作成業務委託料でございます。こちらは構成市3市の市民等から成る3市ごみ減量推進市民会議からの提案を踏まえ、施設見学に訪れる小学生向けに、施設の説明のほか3市の紹介、共同処理の目的、ごみ・資源物処理の流れ、環境問題等を織り込んだ小学生向け見学者用冊子を作成したものでございます。冊子は、令和6年度の施設見学より配布を行っております。

次に、18負担金、補助及び交付金の下から3行目、構成団体協議会視察研修負担金でございます。こちらは組合議員視察に同行した構成市職員の視察研修費でございます。

次に、22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金でございます。こちらは令和4年度の剰余金を令和5年度に繰り越した後、その2分の1を構成団体3市に事務経費清算金として返還したものです。

その下、24積立金、財政調整基金でございます。こちらは先ほどの繰越金のうち2分の1を財政調整基金に積み立てたものでございます。令和3年度より、地方財政法第7条の規定により、前年度の剰余金の2分の1を基金として積み立て、基金会計に振り替えたものでございます。

続きまして、その下、施設運営経費でございます。全体の決算状況は、支出済額6億1,541万8,426円で、予算現額に対する執行率は95.9%でございます。

恐れ入ります。18ページ、19ページをお開きください。備考欄中段、17備品購入費、携帯型水銀測定装置でございます。令和5年度は12月までに、焼却炉の排ガス中の水銀濃度が一時的に当組合の定める公害防止基準を超える事態が6回発生しました。このような状況を踏まえ、当施設に搬入されるごみについて、携帯型水銀測定装置を利用して組合にて定期的に水銀濃度の測定を行うとともに、周辺住民の方々の不安軽減を図ることを目的として、携帯型水銀測定装置を購入したものでございます。なお、購入費用につきましては、緊急性を要することから、予算の措置を補正予算によらず予備費充

当を行わせていただきました。

続きまして、18負担金、補助及び交付金、不可抗力損害発生時対応負担金でございます。焼却炉の排ガス中水銀濃度が一時的に当組合の定める公害防止基準を超えた際には、東京たま広域資源循環組合より、飛灰の中の水銀溶出試験にて、基準値以下となるまで試験をするように求められているところでございます。その際に発生した費用は、搬入されるごみに水銀が不可抗力で混入されたことが原因のため、組合が負担することとなっております。この負担金は、水銀溶出試験費用と、組合の指示により焼却炉を立ち上げ下げした際の灯油代となります。

備考欄中段やや下、組合債元金償還関係経費、地方債償還元金でございます。施設建設に当たり、財政融資資金につきましては、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年にわたり借入れを行いました。令和5年度から、令和元年度に借り入れた元金の償還が始まったことから、昨年度と比較し金額が大幅に増加いたしました。

その下、予備費は当初予算で2,000万円計上させていただいておりましたが、携帯型水銀測定装置購入のため、備品購入費へ332万1,000円を充当いたしました。

最後に、最下段、歳出合計の支出済額は21億8,215万3,040円で、予算現額に対する執行率は97.2%、予備費を除いた執行率は98.0%でございます。

以上、議案第4号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての御説明となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 歳入のところで、項目としては決算書の13ページ、余剰電力売電料について伺うのと、私、今ほかのことを考えてしまって、19ページの事業費の不可抗力損害発生時対応負担金について御説明くださったのですが、もう一回繰り返してもらっていいでしょうか。申し訳ありません。今の御説明の内容で構いません。確認だけですので、もう一度繰り返していただきたい。

項目として伺っていきたいのは、余剰電力売電料、要は余剰電力を売電して、それが収入として入ってくるということなのですが、この売電料については、こういう計画でいくという計画があったのか、ないのか。計画があったとすれば、その計画との関係で、令和5年度実績というのはどういうものだったのかということをお答えいただけますでしょうか。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

売電の計画ということでございますが、こちらにつきましては、当初の予算を立てていく段階では発電量の計画はございますが、実際、売電価格は契約を行った上、競争入札の上で決まっていきますので、はっきりとした金額、この金額で売電するというものは当初に想定はしていません。なので、単価的には違う単価といいますか、安い単価で見積りをさせていただいていますので、その単価での計画という形、計画といえば計画ということになるのでしょうか。そのような状況でございます。

以上でございます。

○1番（ちかざわ美樹君） 令和5年度についても。

○事業課長（高木秀樹君） 令和5年度の総発電量につきましては、3万1,835メガワットアワーで

ございます。令和4年度の総発電量が3万1,149メガワットアワーになっておりますので、発電量自体はそこまで大きく変わるものではないかとは思いますが、売電料全体で見ますと、令和4年度につきましては3億8,586万5,000円、令和5年度の売電料につきましては4億7,171万7,000円という形になっていまして、かなり金額に開きがある状況です。これは非バイオマス発電の売電価格について金額が違うためございまして、令和4年度の単価については15.07円、時間帯によってちょっと違ったりもするのですが、12.11円、15.06円という形で、夜間、昼間、そういう形で変わっていきます。令和5年度につきましては、19.40円という形で年間通して購入をいただいておりますので、この差が最終的な売電価格の差という形になっているものでございます。

あと不可抗力の説明をさせていただいてよろしいですか。

○1番（ちかざわ美樹君） そうですね。続けてそこも。

○事業課長（高木秀樹君） 先ほどの事務局長の御説明の内容の繰り返しという形でございますけれども、不可抗力損害発生時対応負担金につきましては、焼却炉の排ガス中の水銀濃度が一時的に当組合の定める公害防止基準値を超えた際には、東京たま広域資源循環組合より、飛灰の中の水銀溶出試験にて基準値以下となるまで試験をするよう求められております。その際に発生した費用は、搬入されるごみに水銀が不可抗力で混入されたことが原因のため、組合が負担することとなっております。この負担金は、水銀溶出試験費用と、組合の指示により焼却炉を立ち上げ下げをした際の灯油代となっております。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） ありがとうございます。2つのことを聞いてしまったのですが、不可抗力損害発生時対応負担金は、確認だけでしたので今のお答えで結構です。

先の余剰電力売電料に関しては、相場のようにこの買取り料は変動すると。相場のようにこの買取り料は変動するのでしょうか、相場のようなものが存在すると。つまり、私たちの努力でごみ量を減らすということがあったとしても、買取りそのものには相場が存在するので、それは必ずしも比例ではないということでしょうか。その確認だけ。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） そのとおりでございます。

○1番（ちかざわ美樹君） この確認だけで結構です。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） 1つだけ確認をさせていただきます。19ページです。下段のほうに携帯型水銀測定装置とありますが、先ほどの御説明の中で、市民の不安の軽減のためということをおっしゃっていたのですが、この装置があることだけで不安の軽減にはならないと思います。具体的にこの装置がどのように活用されているのかということをお示ししているのかどうかということ、しているとすれば、その方法はどんな方法でされているのかということ。各市違うと思うので、それぞれで教えていただきたいと思います。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

3市での啓発という形にはなりますけれども、現状、3市で行っております実施の方法でございますけれども、浅川清流環境組合に搬入されるごみについて、プラットフォーム、ごみを搬入するところですが、そこに持ち込んだ際に展開検査、ごみをプラットフォームに広げて内容物の確認をする検査を毎月構成市1回ずつやっていたいただいて3回月に行っているものが、これまでも以前から行ったものがございました。それに併せて、令和5年度の6回の水銀値超過がありましたので、それを受けて令和6年5月から月3回、その展開検査に併せて携帯型水銀測定装置を使った水銀の値が出るか出ないかというところで確認をさせていただいているところでございます。5月から毎月3回ずつ行いまして、今のところ事業系のごみに限ったものではございますが、水銀が含まれていると思われるようなごみもございませんでしたし、それから、水銀の測定結果が出るようなものも今のところないという状況でございます。

ただ、今、議員がおっしゃったような形で、市民の方々へ、この測定装置を使って安全を確認していますというような周知は現状できていないのが実情でございますので、そこにつきましては今後、例えば浅川清流環境組合のニュースですとか、各市のクリーンセンターだよりみたいなものとか、あとはクリーンセンター連絡協議会などを通じて、周辺の方々にお知らせができればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） ありがとうございます。この装置を購入したよだけでは、市民の不安というのは軽減につながらないと思うので、その部分はしっかり周知をしていただきたいと思います。あと、今の御答弁の中に、事業系のごみに限るとのことだったと思うのですが、一般ごみの中でもやはりそういった可能性はあると思うのですが、今の段階で一般家庭からのごみに対してはその検査は行われていないということによろしいでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

現在のところは、一般家庭のごみにつきましては検査ができていない状況でございます。これを実施するに当たりまして、まだ準備段階ではございますが、先進的に一般家庭ごみの水銀測定装置を使った検査をしているところがあると聞いておりますので、そういったところの視察等をさせていただいて、私どもの施設で実際そのやり方でできるのかですとか、今後やっていくに当たってはどうか、ことに注意しなければいけないのか、そういったところを検証しながら進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） 了解いたしました。ぜひ実行に向けてよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） 御説明ありがとうございます。

私のほうからは2点質問させていただきたいと思います。先ほどの森沢議員からの質疑と重なる部

分がありますけれども、19ページの中段の下、備品購入費の携帯型水銀測定装置購入費についてなのですが、先ほどの御説明では、組合の定める水銀濃度の超過が令和5年度は6回発生したということ踏まえて、市民の方々の不安の軽減を目的にということ。ただし、周知についてはなかなか今広がっていないところなので、これからしっかりとやっていくという御答弁でございました。

これに関しては内容が分かったので結構でございますが、その下の18負担金、補助及び交付金の中の不可抗力損害発生時対応負担金について伺わせていただきたいと思っております。内容としてはどういったものなのでしょうか。御説明をお願いしたいと思います。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

不可抗力損害発生時対応負担金につきましては、令和5年度の水銀濃度50マイクログラムパーノルマルリュウベを超過する事象が先ほど申し上げたような形で6回ございました。また本年、令和6年の4月と7月という形で2回出ています。その中で昨年度、令和5年度の7月の超過時以外は短時間で収束させることができましたので、運転停止に至るような事象ではございませんでしたが、日の出町にございます東京たま広域資源循環組合に搬出する焼却灰について、安全を確認するために水銀の分析を行う費用が必要となっております。

また、11月21、28日と連続して水銀超過があったために、検査結果を待つ間に、この検査が1週間程度かかりますので、焼却灰をためておくための灰ピットの貯留残量が僅かとなってしまったことがございまして、灰をためておくことができなくなってしまったため、11月の段階で焼却炉を1炉停止しました。この停止をしたことによりまして、立ち下げ、立ち上げに1万3,634リットルの灯油を使用したものでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） ありがとうございます。まず、東京たま広域資源循環組合へ搬出する焼却灰の安全確認のために行った水銀分析に使った費用だということ、また、炉の立ち下げ、立ち上げのために使った灯油代、その費用が合算されたということだと理解いたしました。具体的に水銀分析に使った検体数とか、まず1検体についてどれくらいかかったのかということと、それから、炉の立ち下げ、立ち上げにはどれくらいの費用がかかるのかということ、その2点、お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

この検査につきましては、令和5年度の実績でございますが、42検体実施をしております。1検体当たり1万2,000円という形になっていきますので、1万2,000円掛ける42ということでございます。

それから、炉の立ち下げ、立ち上げにつきましては灯油を使用しております。この灯油が1回当たり約150万円弱という形がかかってまいります。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） よく分かりました。ありがとうございました。

○議長（窪田知子君） 質疑を終結いたしたいと思います。

本件について御意見があれば承ります。

御意見のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は認定されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第5号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第5号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億4,531万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,480万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 議案第5号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,531万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,480万2,000円とするものでございます。

詳細は、議案書と一緒に提出させていただきました別冊の令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書（第1号）で説明させていただきます。

初めに6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに2億4,531万7,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入でございます。9ページ、説明欄、前年度繰越金でございます。2億4,531万7,000円を全額繰越金として計上するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。続きまして、歳出でございます。11ページ、説明欄、22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金でございます。1億2,265万9,000円を計上し、構成団体3市に返還いたします。

次に、24積立金、財政調整基金1億2,265万8,000円につきましては、令和5年度決算の剰余金の約2分の1を基金として積み立てるものでございます。

以上、議案第5号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の説明となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

御意見のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、請願第6-1号、相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的対策を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は配付いたしました資料のとおりです。

この請願につきましては、請願者より主旨説明の申出がございます。

お諮りいたします。本日11月7日の本定例会に、請願に対する参考人として小川哲生さんの出席を求め、意見を聞くことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認め、そのように決定させていただきます。

（参考人入室）

○議長（窪田知子君） 本日は、参考人として御出席をいただき、ありがとうございます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人の方は、おおむね3分間で主旨の説明をしていただき、その後、議員からの質疑があった場合、お答えいただくようお願いいたします。

それでは、小川参考人、お願いいたします。

○参考人（小川哲生君） 私は、可燃ごみ処理場から直線で約500メートルの近さに在住しております、小川といいます。今日はよろしく申し上げます。

日野市、国分寺市、小金井市3市で構成する浅川清流環境組合では、2020年度4月の本格稼働以降、今日までの3年半の間に11回も排出基準50マイクログラムを超える高濃度の水銀ガスが大気中に放出をされています。

資料1にありますように、組合の公表は11回ですが、焼却炉ごとにカウントすると13回に上ります。

資料2、3にありますように、昨年7月18日の排出事故では、5時間近くにわたって排出基準を超える水銀ガスが環境中に放出をされました。19時44分には459マイクログラムを記録していますが、これは自主規制値の9倍もの数値になります。グラフを御覧いただければ、どれだけの量が排出された

のかよく分かると思います。私たちの調査でも、多摩地域の15の可燃ごみ処理施設で、2020年度以降、水銀の排出基準値をオーバーした施設は、昨年8月3日の立川クリーンセンターたちむにいでの排出事故が1回あったにすぎません。浅川清流環境組合の3年半の稼働期間中に11回という多さはまさに深刻で、異常な事態と言うべきです。

こうした事態に、不安を感じる周辺住民がいるにもかかわらず、なぜかこの間、一度も住民説明会は開催されていません。こうした姿勢は、周辺環境や住民の健康をないがしろにするものであり、可燃ごみ処理施設の設置を受け入れてきた地域住民の信頼を裏切るものと言わざるを得ません。

水銀は、水俣病の例を見ても分かるように、大気中の移動や排水等によって環境にもたらされた場合の残留性が、生物や人間の健康に重大な悪影響を及ぼす物質です。廃棄物焼却からの水銀排出は世界的に見ても比較的大きく、2017年に発効した水俣条約においても、廃棄物焼却施設は大気規制の対象施設になっています。

可燃ごみ焼却処理に伴って排出される水銀の排出濃度を抑制するには、水銀含有量の多い水銀温度計や水銀体温計、水銀血圧計等の製品がごみとして焼却されることのないようにすること。そして、万が一、焼却炉に入ってきた場合には、排ガス中の排出基準値がクリアできるように、技術的な対策、施設改善を行うことが必要です。

今回の請願は、このような観点から、ごみを排出する市民や事業者と、市から許可を得て収集業務に従事する事業者の支援策及び焼却施設の技術的対策、施設改善について提案をしています。今回の請願の内容は、どれもほかの自治体の取組を調査し、参考にしたものです。特別な取組を求めているわけではありません。水銀の排出基準が今後超過することのないように、また、ごみ処理施設周辺の生活環境がこれ以上悪化しないように、予防原則の上に立ち、今まで浅川清流環境組合や3市が行ってきた分別回収の徹底や水銀回収キャンペーン、携帯型水銀測定装置の導入などの取組と併せて、より抜本的な対策を早急に行うようにお願いします。

日野市民や、国分寺市、小金井市の市民の皆さんや、それぞれの市民を代表する組合議会議員の皆様も、この事態は自分たちの町で起きていること、私ごととして捉えてほしい。そして、私たち周辺住民の不安を共有し、住民が安心して運転を任せられる、信頼される施設になっていただきたい。ぜひそのように切に希望しております。

以上です。

○議長（窪田知子君）　ありがとうございました。

以上で参考人からの主旨説明は終わりました。

質疑に先立ちまして、念のため参考人の方に申し上げます。

参考人は、議長の許可を得てから発言をし、また議員に対して質疑することはできませんので、御了承願います。

それでは、これより主旨に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手を求めます。ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　1番、ちかざわです。

今、主旨説明をしてくださった小川さんが、周辺住民の不安を共有し、住民が安心して運転を任せられる、信頼される施設になっていただくよう希望しますということは、非常に重要なことだと思っ

ています。この施設が日野という土地に建設される経過に当たっては、様々な議論が日野市内でも行われてきましたが、今、住民の皆さんが、主体は幾つかありますけれども、運営をしている浅川清流環境組合と住民と、そして私たち議会は3市の住民の代表ですので、そこがこういう立場で議論をすること自体非常に重要なことで、今回、請願を出していただいたこと、本来であれば私たち議会も、最大のチェック機関ですから、こうした提案ができる議会でありたいなと思うことを、言わば先に住民の方がこうした御提案を含む請願を出していただいたことに私自身は感謝をしています。

しかし、今回は、それが十分な状況でないがために住民の皆さんがこういう請願を出されたということだと思えるのですが、言葉はあまり曖昧にしないほうがいいと思うのですが、公害防止基準値を超える事態、これに関する対応が今のような状況である。これがつまり周辺住民にとっては不満な状況であるがために、この請願が出てきたということだと思えるのですが、この不満な状態になっているその原因は何があるのか、そのことについて小川さんがお考えになっていることがあれば、それを御紹介いただけたらと思っています。これが1つ目です。

○議長（窪田知子君） 小川参考人。

○参考人（小川哲生君） 浅川清流環境組合は、今まで水銀の排出基準を超過した場合、管理者や事務局長名で日野市議会議員等に告知をしています。この中で必ず、当組合の定める停止基準には至らず、適切な操作により事態が収束したというふうに記載しております。また、周辺的生活環境の被害の状況として、今回の一時的な基準値超過においては、事態は収束しており、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありませんというふうに断言をしています。その根拠として、法令の排出基準は環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであるからというふうにしています。私は、この組合の主張に非常に疑問を感じています。

まず、組合の定める停止基準ですけれども、運転停止・再開方針というのがありますが、この中で自動測定器で異常な数値が検出された24時間後の数値、1時間平均値、公害防止基準50マイクログラムを超過する場合は、当該焼却炉を立ち下げるとしています。排出基準を超過した場合の公表基準があります。これも24時間後の数値、1時間平均値が公害防止基準値を超過する場合に公表するとしています。

昨年の7月18日の排出事故では、5時間近く基準値超過の状態が続き、この間、周辺住民へ高濃度の水銀の暴露が続きました。組合の基準である24時間もの長時間、周辺住民へ水銀暴露が続いて、それが平均基準値、1時間平均値を超えた場合に初めて炉を立ち下げる、このことを皆さんはどのようにお考えでしょうか。私たちの調査でも、こうした基準を設けているのは浅川清流環境組合だけです。速やかに焼却炉を停止すべき事案であったと思っています。

次に、一時的な基準値超過についても、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはないという組合の主張についても疑問を感じております。水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から、人の健康及び環境を保護することを目的につくられています。こういった水俣条約の趣旨に反しているとも言わざるを得ません。むしろ、水銀の人への健康及び環境に与える悪影響を市民に周知すべきではないでしょうか。24時間後の数値が公害防止基準を超過する場合は、当該焼却炉を立ち下げるという運転停止・再開方針及び公表基準は、水銀の排出超過が繰り返されている現状もあり、今後検討すべき課題だと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　組合は、運転停止・再開方針を持っていますが、これを定めるに当たっても、住民の方々も意見を申してくださったり、議論があったと思います。実際に運用してみたならば、本当に24時間後の数値がなお公害防止基準値を超過している場合には公表するということになっていますけれども、実際にこうして運用して水銀が検出された際に、住民としては本当に24時間ずっと暴露した状態で、それにさらされた状態で、やっと、まだ下がっていませんという状態を公表されることがいかに現実合わないかということ、文字どおり近くにお住まいの小川さんは痛感されているということだと思います。

机の上と言う言い過ぎかもしれませんが、他の自治体でもう既に先例がたくさんあるわけですから、そうした方針でいいのかということが十分検討されて、こうしたものが定められてしかるべきであったと思いますが、実際に起きている今、これを考えると、住民の感覚としては、文字どおりそぐわないと感じることは当然なのではないかと思います。そこが今、そごがある、住民の感覚とは全くもってそごが生じているということは、私は当然の事態だなと思っています。

全体で3つ聞きたいと思いますが、もう一つ、2番目を伺います。先ほど水俣条約のこと、また水銀のリスクのことを少し御紹介くださったのですが、ここは本当に正しく理解しておかないと大変大きな間違いを起こすことになるかと私自身も考えています。日野市議会でもこのことを取り上げたことがあります。水俣条約の肝を正しく捉えないとこれは大変なことになると私は思っていますが、小川さん自身は、水銀のリスクや水俣病からの教訓、そして国際条約に日本の地名である、そして公害発生の土地である水俣、条約の名前についたわけですから、水俣条約の目的をどのように認識されているのかということをお話いただけますでしょうか。

○議長（窪田知子君）　小川参考人。

○参考人（小川哲生君）　まず第1点目の水銀のリスクですけれども、水銀はもともと質の高い物質ですので、たとえ焼却によってガス化されたとしても、地表への到達速度はほかの排ガスよりも速いのではないかなと考えています。そして、高濃度の排出は当然土壌や河川を汚染する危険性もあるわけですから、環境あるいは健康に被害を及ぼすような状況ではないと組合のほうは言っていますけれども、そういった考えだと危険だと思っています。

2点目ですけれども、1点目と重なりますけれども、焼却炉から排出される気化された水銀は非常に毒性が強いのです。肺呼吸を通じて我々人体に取り込まれ、消化器官系や免疫系、それと肺などにも害を及ぼすと言われていています。周辺環境と住民の健康を守るためにも、やはり予防原則に立った水銀の排出抑制策が求められていると思っています。

水俣病からの教訓ですけれども、水俣病の場合はメチル水銀が原因であったわけですけれども、廃棄物の焼却に伴う水銀の排出についても、大気中に放出された水銀が食物連鎖によって生物濃縮され、最終的に人間に被害を及ぼさないと決して言い切れないと思います。水俣条約でも前文でこういった記載があるのです。水銀が、その長距離にわたる大気中の移動、人為的に環境にもたらされた場合の残留性、生態系における生物蓄積能力並びに人の健康及び環境への重大な悪影響があるのだと。それを理由にしてこの水俣条約がつけられたということが前文に記載されています。そして廃棄物の焼

却に伴う排出の規制についても、この水俣条約の附属書Dで特定可能な発生源の一つに挙げられ、規制や制限がこの条約でうたわれています。

以上です。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　ありがとうございます。水銀が、長距離にわたって大気中を移動する、それはメチル水銀の状態から温度によって状態が変わって、それが水中、土壌中、土壌中からまた人体へとかという、本当に水銀がそこにあって、完全に除去される状態が達成されるわけでは必ずしもなくて、それが移動していくということ。だから、この水俣条約は地球規模で、地球の全体の中で水銀が人間に悪影響を及ぼすから、そういう物差しで考えなければいけない。この地球規模でといったときに、地球全体で少なくすればいいということではなくて、地球全体で出さないような状態にしなければならぬと考えたのが水俣条約なのだなということでも理解をしているところですので、小川さんのお考えと一致しているということに私の場合はなります。

3番目のことなのですが、請願では具体的に様々な御提案をくださっているのですが、分けますと、焼却炉にどうやったら入れないようにするかというような御提案と、焼却炉に入ってしまった場合にどうするかという御提案がされていると思います。

焼却炉に入らないようにする御提案というのは、3市が入れていますので、既に3市でやっていないことなのですが、ここは3市一緒の議会ですから、ここでやはり考えて、3市がそれに努めて、皆さんが代表ですので、3市がそれぞれの町を省みたときにちゃんとやれているかということで、持ち帰って本当に努力されるべきことだということで、御提案をくださっているということだと思います。

しかし、施設の技術的改善についてというのは、この議会と、それぞれの管理者、副管理者がおられますので、ここで本当によく議論されてしかるべきテーマなのかなと思います。ですから、もちろん請願は採択して、I番についてはそれぞれの町に持ち帰っていただいて、本当に努力していただくと。II番については、ここで本当に真剣に議論をして考えるべきテーマだと考えています。

小川さんは、本当に様々な自治体の検討なども行って、事例なども対象にされたりして研究をされていると思うのですが、施設の技術的改善のところについては、請願項目に挙げられていますけれども、もし必要であればさらにこのところを少しお時間をいただいて御説明いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（窪田知子君）　小川参考人。

○参考人（小川哲生君）　私たちが別に専門家でも何でもない一市民ですので、ほかの施設等を参考にして提言させていただいていますけれども、資料5にごみ処理施設のフロー図がありますけれども、本可燃ごみ処理施設では、水銀検出計は今、煙突の手前に設置されていますけれども、私たちが希望しているのは、ろ過式集じん器の前に水銀検出計を設置して、水銀濃度が上昇した際には直ちに活性炭を吹き込むような、そういった仕組みになっていないのではないかとことです。

もう一つ、ほかの自治体の施設と比較して痛切に感じていることなのですが、水銀を吸着、除去するための活性炭吹き込み量が浅川清流環境組合の場合は非常に少ない、極めて少ない。そういった大量に活性炭を吹き込めるような施設上の改善もぜひ検討いただけないかとということで御提案を

させていただいております。

以上です。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　ありがとうございます。追加の水銀検出計の設置については、後で事務局のほうに聞くこともできますし、停止に関しては、飛灰を日の出に持っていく際に、ちゃんと日の出に持ち込んでいい数値まで下げるためには立ち下げもして、灯油代もかかるけれども、日の出に持っていく分については、必要とされる場合にはちゃんと立ち下げも行っているということがさっきの決算のほうの審議で分かりましたので、場合によっては立ち上げ、立ち下げ、下げるときも上げるときも急速な燃焼が必要になるわけです。それは行っているということが分かりましたので、決算審議のほうでやっているということが分かりましたので、そうしたことを住民の求めによっても必要な場合には行う必要があるのではないかなということが決算審議からも分かりましたし、住民の皆さんも、そういうことができるのであればやってほしいと思っているということとして、Ⅱ番の技術的改善を求めるということで出されたということと理解しましたけれども、よろしいですね。

○参考人（小川哲生君）　はい。

○1番（ちかざわ美樹君）　では、小川さんへの質疑はこれで結構です。

○議長（窪田知子君）　これをもって参考人への質疑を終結いたします。

小川参考人、ありがとうございました。

○参考人（小川哲生君）　よろしく申し上げます。

（参考人退室）

○議長（窪田知子君）　これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　私、大きく4つ伺いたいと思います。

1つ目は、水銀濃度の公害防止基準値の一時的上昇の頻度について、住民の方は、これは本当にたまらないと。今回は立川の新しい施設との比較をされましたが、2020年4月の本格稼働から、11回とも13回とも数えられるのですけれども、そうした頻度について請願を出されたのですけれども、組合自身はこの一時的上昇の問題についてはどのような見解を現時点で持っているのか。管理者の御報告の中にも一定の見解は今回示されておりますが、さらに見解を示していただければ、見解を示していただけたらと思います。

○議長（窪田知子君）　答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君）　事業課長でございます。

水銀濃度の一時的上昇についてどのように考えているかというところでございます。これにつきましては、組合の運転停止・再開方針に規定する24時間の基準値超過には至っていないというところで、短時間、最長でも5時間という形で基準値以内に抑えることができいております。また、専門家委員会の中でも、大気汚染防止法よりかなり厳しい基準であり、現行の方針で運転を続けていいと、続けてくださいという形で助言をいただいていることなども考えていくと、可燃ごみへの水銀混入をなくすことが最重要であって、構成市3市とともに引き続き分別徹底の啓発に取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。

24時間で止めるというところが、私も今、請願者のお話を伺っている中で、なかなかその辺りの思いが合致しないのかなというところがございましたので、今後についてはその辺りを丁寧に御説明させていただけたらと思っているところでございます。何回も出ている水銀値、短時間で抑えることができているとはいえ、決していいとは全く思っておりませんので、この辺りしっかり啓発して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　ありがとうございます。思いが合致していない部分があるけれども、丁寧に説明していきたいという御答弁だったのですけれども、もうそういう段階は越えてしまっていて、住民の皆さんがこれだけ具体的な提案を請願として出してくださっていることを、組合はそんなふうにお答えになりましたけれども、やはり今、議会に求められているものがあるのではないかと思います。住民と組合とそして議会という関係がありますので、議会としては一定の判断をして、見解を持って、そして組合に対しても進言をしていくと。求めていくものがあると。住民の立場を考えて、私たちは3市の住民の代表ですので、私たちが果たさなければならぬ役割が今回非常に強く出ているのかなと思いました。

2つ目ですけれども、請願者は専門家ではないというふうにおっしゃっていましたが、市民としてかなり研究をされて、いろいろな事例を比較するなどして今回の御提案を出してくださっているということですが、組合は、先ほど専門家委員会のお声を聴いているということではありましたけれども、例えば同規模、類似機能、そういった他施設の発生事例の研究や、どういった対応をしているかというような比較研究をされているのかどうかということをお教えください。

○議長（窪田知子君）　事業課長。

○事業課長（高木秀樹君）　事業課長でございます。

他施設との比較というところでございますが、例えば焼却炉の規模が同一、同じぐらいの規模だったとしても、施設の機能といいますか設備自体が必ずしも全く同じではない。先ほど議員もおっしゃっていただいているような活性炭の吹き込み量の最大値が違ったりですとか、常時吹き込み量が違ったりとかというところがあるかと思えます。

そういった中で、とはいえ都内の施設、それから水銀に対しての積極的な対応を行った事例等も研究をさせていただきながら、こういった形がいいのかというところは検討はさせていただいているところではございます。

ただ、一概に比較できるものではないというところがありますので、なかなかこれが正しいというところではないですけれども、繰り返しになりますが、専門家委員会の先生方の御意見としても、今の浅川清流環境組合の運転停止・再開方針については異論なしということで、そのまま続けるべきということをおっしゃっていただいているので、やはり混入させないというところに積極的に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　ありがとうございます。混入させないというところに今は最大の努力

をということなのではございますけれども、実際に11回、13回混入してしまっているの、その先の議論が必要で、そこをどうするかということを考えないとならない段階に来ているのではないかと。それから、専門家委員会の御見識というのはいくつありますが、しかし、これは一つの見識であって、別の見識を検討することは住民の当然な願いだなど、当然の思いに即したことだなどと思います。2番目の答えは、組合としてはそういうことだということ聞いておきます。

3番目、先ほど請願者もおっしゃいましたが、直ちに周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることはありませんでしたがというアナウンスについての請願者の御意見もありました。しかし、水銀という物質について、直ちに周辺地域の環境汚染、健康被害が生じたら、恐らくここは一発停止というか、その時点で施設は使えませんよね。何十年も、恐らくここでは当然のことですが、その場でここでごみを燃やすことはできませんし、この地でそういったことを操業するということはまずあり得ない。つまり、これはクライシス中のクライシスであって、こういう言い方を続けていていいのかと私自身も思います。ですので、ここについては請願者がおっしゃっているような、やはり大変なことですというふうなアナウンスそのものが、ただ住民を脅かすということではなくて、ここが持続可能な施設となることを請願者も望んでいるという立場で、今回、住民が安心して運転を任せられる、信頼される施設になっていただくように請願を出したということですから、私もこのアナウンス自体をこのまま続けることについてもいかがなものかと思いますが、そもそもこうしたアナウンスをしていることそのものは、何を根拠にこうしたアナウンスを行っているのか。公害防止基準値超えをしたとしても、例えば周辺の環境汚染の状態を調べているのか、何か調査を行ってそうしているのか、何か根拠があってこの言い回しを使っているのかどうかということを知りたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることはありませんでしたがというアナウンスを、何を根拠に行っているのかというところでございます。環境基準につきましては、維持されることが望ましい基準でございます。これは行政上の政策目標でもございます。人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と環境基本法では定義をされています。大気汚染防止法では、水銀を、低濃度であったとしても長期的摂取により健康被害が生ずるおそれのある物質を有害大気汚染物質としています。平成15年の中央環境審議会の環境大臣の答申では、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、年平均値で0.04マイクログラムパーリュウベ以下としています。

本施設の整備に当たっては、東京都の環境影響評価条例に基づいた手続をしています。いわゆるアセスです。その中でも、2炉運転で1年間公害防止基準値として定めている50マイクログラムパーノルマルリュウベを排出し続けたと想定した場合に、どの程度周辺の環境に影響を与えるのかという評価をしています。年平均値0.0025マイクログラムパーリュウベでございました。周辺環境への著しい影響を及ぼすことは、この結果からないと考えています。短期的な影響、1時間平均値においても、環境影響評価の結果、これまでの水銀濃度及び炉稼働状況を参考に試算すると、年平均値の指針値である0.04マイクログラムパーリュウベを下回ると試算できておりますので、周辺環境への著しい影

響を及ぼすことはないと考えます。

これらのことから、大気汚染防止法に基づき提唱した場合、半年ごとに1回ずつの定期測定、バッチ測定なんていう言い方をしますけれども、これで基準値を超えて、なおかつ再測定で基準値を超えるというような場合には、炉の停止を含めた専門家等の判断をいただきながら炉を止めていくという流れがございますけれども、こういったところと比較しても健康に対して直ちに影響はなく、より厳しい当組合の基準で停止に至った場合は、さらに影響がないと言えるのではないかと考えております。これまでの施設稼働後の運転では、停止に至るような事象ではございませんでしたし、さらに影響は少なく、周辺地域に環境汚染や健康被害を直ちに生じることはないと考えています。

以上でございます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　とお答えをいただいているのですが、住民の皆さんがこれで納得できるかどうかということを議会は考えなければならないと思います。何度も繰り返しますけれども、水銀で直ちに健康被害が出たら、それはもう終わりなのですよ、この地でごみを燃やすということは、なので、机上のとあえて申し上げてしまいますけれども、アセスであるとか、大気汚染防止法の数値というのはあったとしても、しかし、そういうふうに組合がアナウンスをすることそのものが正しいかどうかということをちゃんと判断する必要があると思います。そこが法基準よりもずっと低いということなので、それでクリアをしているのだと言いますが、もう繰り返されているということの一つ重大な問題として捉えなければいけないかと思えます。11回それが出ていると。都度都度、大気汚染防止法よりもずっと低い数値だということですが、繰り返されているということの重さをやはり捉える必要があると思います。

先ほど申し上げましたように、水銀というのは、水、空気、土壌、そこを移動している状態ですので、繰り返されていったらどうなのかということ、瞬間的な数値、アセスに基づく判断があったとしても、しかし、それがその地で繰り返されていくということの一つこういうことをアナウンスする根拠として考えなければいけないのではないかと、それが請願者から突きつけられている実態、事実なのではないかと思えます。

最後の質問ですが、先ほど例えば具体的に追加水銀計の設置のことですか、あと停止について、請願者は、もうとにかく入れないようにするという立場は、管理者はじめ、私たち全体の認識になっていたとしても、入ってしまったときのことは当然考えなければならないわけですから、そのときにどうするかということでの提案として、追加水銀計のことや立ち上げ、立ち下げのことが提案されました。これらの提案については、具体的には組合はどのように受け止めているのかということをお最後に聞かせてください。

○議長（窪田知子君）　事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君）　事務局長でございます。

当初、水銀濃度が上昇した事象を公表したことは、施設稼働直後のときの超過でもあり、施設運営の透明性の確保、また有害ごみの分別の啓発、それらのために公表をした経緯がございます。しかしながら、その継続で、一方で不安になられる側面があることという状況になっているとは認識しているところでございます。このたびの請願につきまして、設備面を含めて、実際には過去から何度も発

生している段階において実施していることが多くありますが、引き続き周辺住民の方々の理解を得るために、電子や紙面を活用して、より丁寧な説明をしていく必要はあると認識しております。

なお、請願の中のⅡ技術的対策の中で、請願者が添付もしてくださいましたが、追加水銀計をここに置くべきではないかという言葉がありました。また、図面も用意していただきました。現実的には、この施設はここにまさに事前に察知する水銀計が存在するというものでございます。それを察知してすぐに活性炭を3.62まで手動では行くのですけれども、そこを一気に吹くというような仕組みになっております。

また、その手前の段階で、各市の御意見もいただいた結果、一番最初、施設のほうは昨年度まで0.44というのが常時活性炭として吹かれていたものなのですけれども、今年度5月から1.0を常時吹くということも行っているところでございます。

今後においても、まだまだ改良の余地があるならば、設備ということではございませんが、やれることは総合的に判断して展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　ありがとうございます。そうすると追加水銀計が御提案の箇所に設置されているということ、これはオープンになっているのでしょうか。

○議長（窪田知子君）　事業課長。

○事業課長（高木秀樹君）　事業課長でございます。

特段この件をオープンにしているわけではございません。

以上でございます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　ありがとうございます。そうしますと、市民の方は、ここにあればすぐに察知できていいのではないかとということで御提案くださっているということですので、これは実現していますので、否定すべきものではなくて、ここにあったほうがよいことだということで設置されているということで、全くもってこの請願を否定する要素にはならないのかと思います。

それと、0.44吹いていたけれども、1.0を常時吹く。そして今後も改良の余地ということであれば、ここについても住民の皆さんが全くもって素朴に早くとにかく数値を下げしてほしいとお考えのことですので、これもまた請願者とお考えが相反するということではなくて、一刻も早く数値を下げる努力は組合としても現在も行っているということで、ここも立場が異なることはないということかと思えます。

停止の問題なのですけれども、先ほどの決算で分かりましたけれども、実際に停止となったときにかかる費用、ほかの質疑でもありましたけれども、灯油代として150万円かかると。それともろもろで42検体、1万2,000円、この場合は飛灰のチェックですので、飛灰のチェックの場合には50万円ぐらい検体チェックの費用がかかるけれども、灯油代としては150万円弱かかっているというような決算のときの御答弁でしたけれども、すなわち立ち上げ、立ち下げにはこのぐらいの費用がかかるという現在の浅川清流環境組合の御見解でよろしいですか。金額的なことです。金額に対する認識です。

○議長（窪田知子君）　事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

そのとおりでございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 組合に対する質疑は以上で結構です。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） 私からも幾つか質問をさせていただきたいと思います。

請願者の方の御説明、それから請願書に沿っての質問となるかと思いますが、まず、請願事項の市民に対する支援策として書いていただいています7月から実施している水銀回収キャンペーンについて、今現在どのように行われているのでしょうか。また、回収拠点についても御説明をお願いしたいと思います。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

水源回収キャンペーンについてということでございます。水銀回収キャンペーンは、可燃ごみ処理施設が稼働した令和2年度から実施をしている事業でございます。開始当初は10月から12月末までの実施でございました。啓発を強化するため、令和5年度につきましては9月から前倒しでキャンペーンを開始しておりまして、令和6年度、今年度については7月からキャンペーンを行っているところでございます。

回収拠点につきましても、各市市役所本庁舎はもとより、市民の皆様が訪れやすい場所となるよう、駅前の事務所ですとか図書館、交流センター、公民館、地域センターなど、なるべく身近な場所で回収ができるよう、徐々に拠点を増やしてきております。現在では、日野市が18か所、国分寺市が11か所、小金井市が6か所の回収拠点を配置しております。

令和5年度からは、従来のエコバッグに加えて、水銀体温計などの水銀含有製品と引換えに電子体温計も配付をさせていただいております。また、訪問回収という御意見もいただいておりますが、人間的にも難しいところでございますが、水銀製品をごみとして捨てるということであれば、各市個別回収を実施しておりますので、有害ごみとして回収日に玄関前等に置いていただくことも可能でございます。

水銀回収キャンペーンにつきましては、令和7年度も継続して実施をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） ありがとうございます。水銀回収キャンペーンについては、年々前倒しをして行っていただき、また令和7年度も継続していただくという方針を伺いました。それと回収の拠点も増やしてきている。しかも住民の皆さんが立ち寄りやすいところへというふうな配慮もしていただきながら、年々増やしてきていただいている。それは日野市、国分寺市、小金井市3市も同じであるという御答弁であったと思います。

水銀体温計と含まれていない電子体温計の交換もしていただいているということ、非常に住民の方にとりまして効果的、水銀の体温計などを処分するにはこういうふうに変換していただけるのだよというようなことが本当に周知が広がっていれば、水銀体温計を根絶できるような非常に重要な取組で

あるかなと思うので、これもまた継続していただきたいということもお願いしたいと思っております。

2つ目なのですが、排出事業者に対する支援策としてとございますけれども、この中でどのようなものがあるのでしょうかということをござつと教えていただければと思います。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

請願の2番目の排出事業者に対する支援策ということかと思えます。令和5年度には、構成市3市において、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所などの事業所へは直接訪問して、分別の徹底と、水銀を含む有害ごみの混入は厳禁である旨のチラシ配布などに御協力をいただいたところでございます。これら事業所については、業務上、薬品等の使用が頻繁にあるため、処分するための手順もしっかりされていることもありますし、浅川清流環境組合を含む構成市3市には、事業所に対し在庫調査や処分計画を作成してもらうための権限がございませんので、チラシ配布など啓発に御協力いただいているところでございます。そのほかの排出事業者の皆さんにも、収集運搬許可事業者を通して、分別の徹底と、水銀を含む有害ごみの混入は厳禁である、同様のチラシを配布して、そういったものに御協力をいただいているところでございます。

また、ごみに関する相談窓口については、各市のごみ担当課で対応いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） ありがとうございます。先ほどの御答弁の中にありましたけれども、まずは水銀の混入防止、これを最重要にお考えになって医師会、歯科医師会や薬剤師会と介護事業所などにチラシでの啓発を行っていただいているということ。それから、権限の範囲内ということが重要というか、非常にづらいところではあるのかもしれないですけれども、組合を含む構成市3市にはやはりチラシの配布、啓発に力を入れてくださっているということが分かりました。また、相談窓口については、各市それぞれごみ担当課で対応していただいている、窓口もしっかりとできているということも確認をさせていただいたところでございます。

3点目ですけれども、それでは収集許可事業者に対する支援についても御説明をいただきたいと思えます。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

排出事業者への周知啓発と同様に、構成市3市において収集運搬許可事業者に対してもチラシの配布を行っていただいております。

また、家庭ごみを回収する収集運搬委託事業者については、毎年説明会を開催していると伺っておりますし、そこでは適切なごみの出し方の指導ですとか啓発の徹底、再発防止に向けた指導を行っていただいているところでございます。

収集時の異物混入の確認や可燃ごみ以外のごみや資源物の混入が認められた場合には、警告シールでの対応などもしていただいておりますし、そういった意味では、標準契約書ということでここに記載いただいておりますけれども、収集運搬許可事業者と排出事業者間での契約、市民での契約になりま

すので、なかなかそこへ介入ということにはなりませんので、収集運搬許可事業者並びに排出事業者への分別の徹底と、水銀を含む有害ごみの混入は厳禁である旨の周知を構成市から行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に技術的対策の取組ということ、先ほども活発に議論されたところなのですが、これに対して水銀濃度の上昇時の活性炭の吹き込み量を現状よりも大量に増量できるよう、施設の改善を行ってくださいというような請願者の御要望なのですが、この対策というのは果たして可能なのでしょうか。

先ほどお話しいただいた中では、令和6年の5月より既存の1時間当たり0.44キログラムから1キログラムに活性炭の吹き込み量を増量しているということもお伺いしましたけれども、これ以上の取組と申しますか対策についてどのようなお考えでいらっしゃるのか伺わせていただきたいと思っております。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

先ほどの繰り返しになる部分もございますけれども、今、現状では活性炭の常時吹き込み量を1時間当たり0.44であったものを1キログラムに増量しております、バグ前水銀計で水銀を感知したときには、水銀量に応じて自動的に毎時3キログラムまで自動で吹き込むことができるような施設となっております。手動操作によって最大3.6キログラムまで吹き込むことができるのが当施設の状況でございます。活性炭も増量すれば増量分の費用もかかります。現状の1時間当たり0.56キログラム増量しただけでも年間370万円程度かかる見込みでございます。

また、専門家委員会の先生からは、現状の運転方法で問題ないので、カーボンニュートラルに真剣に取り組まなくてはいけない時代に、必要以上の活性炭を吹き込むことはあまり賛成できないというお言葉もいただいているところでございます。活性炭に限ったことではございませんが、これら薬品のほとんどは製造過程でCO₂の排出がございます。使用量が多ければ多いほどCO₂排出量として計上されることとなり、環境への負荷も増すこととなりますので、あらゆることを総合的に勘案して対応していきたいと考えています。

水銀の基準値超過については、一時的なものに抑えることができしており、現状では多額の費用をかけてまで施設の改修が必要であるとは考えておりませんが、必要に応じてそういったところも検証していく必要があるかとは思っております。

同様に、基準値超過が24時間続くような事態であれば、運転停止や機器の点検などをすることとなりますが、これまでのような短時間で基準値超過で運転停止という形の措置を講じることは、かえってダイオキシン類の発生リスクと燃料使用による費用対効果、環境負荷などを考えると課題が多く、できる限り炉の立ち下げ、立ち上げを行わず、可能な限り連続運転を長期化することが望ましいと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） ありがとうございます。非常に重要な御答弁だったかなと、内容だったかなと思うのは、費用の面だけではなくて、やはり炉を立ち下げ、立ち上げする際、そのとき灯油を使う。それともう一点は、吹き込みを増やすことによって、薬品の製造過程でCO₂の排出が大変多くあると。つまり、使用量を増やせば増やすほどCO₂の排出量がどんどん増えて、環境上の負荷、もちろん人体への影響も大変大きくなるということなので、費用面もそうですし、活性炭の吹き込み量を大量に増やすということに関しては、CO₂の排出量も両方、いろいろなことを勘案しながらやっけて対応していかなければいけないということが理解できました。

そうはいっても、それ以上のいろいろなこと、環境のこと、人体への影響のことがもし発生するのであれば、炉の改善も検討するという必要になってくるのかなというような先々のことまで伺いましたけれども、今の段階ではそのような状況には至っていないということだと理解いたしました。

排ガスが基準値を超過した場合は、速やかに焼却炉の運転を停止しとありますけれども、現在の運転方法はこういったもののでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 大気汚染防止法においては、6か月を超えない範囲で1回定期測定を行い、測定の結果が50マイクログラムパーノルマルリューベを超えた場合については、60日以内に3回以上再測定をし、それでも50マイクログラムパーノルマルリューベを超えた場合について、関係団体への連絡、原因究明、再発防止措置を行うこととなっています。ここで炉の停止をするか否かというところの判断をするものと考えています。

浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設運転停止・再開方針では、自動測定器で異常な数字が検出された24時間後もなお公害防止基準値を超えていた場合は、炉を立ち下げることとしております。国よりもかなり厳しい基準で運転しております。24時間ただ待っているということではないですけれども、状況によって24時間たってもこれは50より下がることがないと判断がつけば、早い段階での炉の停止というのも考えないわけではございません。

また、焼却炉を止めた場合については公表することとなっておりますが、令和2年の水銀値超過が施設稼働直後であったことから、地域の方々に安心していただくという点からも、1時間平均値が50マイクログラムパーノルマルリューベを超えた時点で、施設運営の透明性と有害ごみの分別徹底というところで公表することとしてこれまで取り組んできています。しかし一方では、一般的に公表イコール事故のように捉えられてしまうことが課題となっています。

水銀については、環境目標の一つとして、環境リスクの低減を図るための指針となる数値が年平均で設定されています。先ほどお話したような内容でございますけれども、この指針値は基本的には長期的暴露による有害性を未然に防止する観点から設置されたものであり、指針となる数値を短期的に上回る状況があっても、直ちに人の健康に悪影響が現れるようなものではないとされています。浅川清流環境組合でのこれまでの水銀値超過の事案においては、排出ガスが周辺環境に与える影響は国の指針値を大きく下回ることができております。一時的に公害防止基準値を超えた事案については、短時間で収束しており、健康に影響はないレベルであると考えています。

また、微量の水銀に対し炉の立ち下げ、立ち上げを行うことによるダイオキシン類の発生リスクと燃料使用による費用対効果などを考えると、できる限り炉の立ち下げ、立ち上げを行わず、可能な限

り連続運転を長期化することを基本としています。

度重なる水銀値の超過があったことから、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会でも、施設の運転について、公害防止対策に関する事、それから公害の監視方法に関する事、その他の周辺環境の保全について必要な事項としての3点を御議論いただいた結果が、先ほど来申し上げておりますような、引き続き現行の方針で運転をしていただければと思うという助言をいただいたものでございます。

当組合といたしましては、引き続き、構成市と連携して、水銀の混入防止に努めるとともに、周辺にお住まいの方々に不安を与えることがないよう、適切な情報発信、施設運営に当たっていきたくと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） 御丁寧に御説明ありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） 私からは、2人と重複しない程度で、聞いていなかった部分だけ質問させていただきます。

まず、組合の定める停止基準と公表基準についてということで、ちかざわ議員のほうから細かく説明があったのですけれども、公表基準について、速やかに公表を行うようになった理由について伺わせていただきます。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

速やかに公表を行うようになったきっかけでございますけれども、令和2年の施設稼働直後に水銀値の超過がございまして、そこでの判断ではございましたが、ここで周辺の方々に対して施設運営の透明性、それから、多くの水銀が入ってしまった場合には、炉を止めたりですとか、ごみの焼却ができなくなってしまうということがあるのだということをお伝えしつつ、ごみの分別、特に有害ごみを可燃ごみとして捨てるのではなく有害ごみの日に出していただくというところの啓発を行っていきたいという思いから、即座に公表するという形を取らせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） 啓発も込めて公表をしているということだと思います。ただ、公表してしまったらさらに近隣住民の不安を仰いでしまうこともあるかと思います。恐らくこの請願もそこがきっかけで出されたことだとも思うのですが、ただ、真実を伝えていくというのはすごく大切なことだと思います。その真実に対して、恐らくこのような請願を出されるというようなことも想像できたと組合自身も思っていると思うのですけれども、これは公表し続けていただきたいということと、やはり公表するからには、不安を感じるのは当然なので、そういった対策、市民の声を受け止めるという方向も引き続き対応していただきたいということをここでは申し上げておきます。

次に、水銀回収キャンペーンのほうです。鈴木洋子議員からあったと思うのですけれども、こちら

についてももう少し掘り下げて聞きたいのですけれども、まず、水銀の体温計を持っていくと電子体温計に交換してくれると聞きました。各市ではどのくらい設置しているかということは既に伺ったのですけれども、この実績というのはどうなのか、各市ごとの交換件数の実績が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

令和5年度の実績でございます。2回、令和5年度につきましてはキャンペーンを行っておりまして、その中での回収量でございますが、日野市につきましては、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計を含めて436件の回収をさせていただいております。国分寺市につきましては、それぞれで366件、小金井市につきましては332件、合計で1,134件、水銀回収量としましては3,635.4グラムの回収ができています。

令和4年度につきましては、件数ではございますが252件でございましたので、昨年度2回行った水銀回収キャンペーンについてはかなりの成果があったものと考えています。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） ありがとうございます。最初にお聞きしたときに、本当に知る人ぞ知る得するキャンペーンのような感じもしたのですが、ここまで多くの水銀が回収されているということが分かりましたが、実際、私は知らなかったし、その周知についてということでこれから確認をさせていただきたいのですけれども、例えば壊れている体温計を持ってきても交換ができてしまうということ。本来は有害ごみにしているものですが、この情報が分かればこちらを利用したほうが絶対にお得だと思うのです。市としても、やるからにはそこを推奨していただきたいと思えますので、キャンペーンの周知、どのように行っているのかということをお伺いしたいということと、分別カレンダーや分別アプリなどでも周知はされているのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） キャンペーンの周知方法というところでございます。

まず、ホームページでは3市とも、キャンペーンを実施しますということで、実施期間、それから実施場所について記載をいただいておりますし、電子体温計と交換しますということも記載をいただいておりますので、見ていただければということではあるのですけれども、それ以外のところについては、どこまでできているのかというのは改めて確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） 今のは実際分別カレンダー、分別アプリで周知しているかどうか分からないという答弁ですか。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

カレンダーについてはございません。

○2番（森沢美和子君） 承知いたしました。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

例えば令和5年度とかで言いますと、水銀が発生しましたその対応としての措置で考えてやっておりますので、これまでは、起きたことによって、もっといろいろなことをやらなければならないというところで生じさせていただいたものでございます。しかし、これだけ続いているということを勘案すると、令和7年度は当初から予算も入れるべきだという認識でいるということでございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） ありがとうございます。行政区ごとにとのことですね。失礼いたしました。

請願の文書の中には、希望する家庭へ訪問回収の実施とあります。先ほど答弁のほうでも触れていただきました。有害ごみの回収をしているということだったのですけれども、恐らく請願者の意図というのは、こちらのキャンペーンの場所へ出向くことができない御高齢の方や外出が困難な方を対象にしているのではないかと思います。今の段階で水銀体温計をどのくらいの家庭で使用されているかも分からないままにこちらを実施するということは、効果の予測もできないのではないかなと思います。私が思うに、このことは社会全体の傾向からも分析し、高齢福祉課、日野市でいえば介護保険課などの協力を得ながら、連携体制の中で超高齢社会上的ごみ分別の実態を分析して、その中で水銀の扱い方について考えていくことが求められるのではないかと思いますのですが、組合の見解を求めます。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

議員がおっしゃるように、高齢の方が外に出づらい、拠点があれば近くにあってそこを持っていくことがなかなか難しいというところの改善策、それから、実際に電子体温計を配付ということがどれだけ効果があるのかという視点かと思えます。

実際に今、現状では、市販されているもので水銀を含んでいるものはほとんどないと言っていい状況かと思えます。ですので、今、家庭に残っているもの、もしくは事業所に残っているものを回収し切ることが、水銀混入防止に向けた最善の策ではないかとは考えています。

そういった中で、特に高齢者の外へ出づらいとかいうところについては高齢福祉関係の部署との連携ですとか、それから、ごみの分別の実態については各市のごみ担当部署のほうと連携してという形になろうかと思えますけれども、展開検査ですとか中身の状況確認なんかはやっていただいているところですので、どの程度分別が徹底されているかというところはその辺りから見てとれるのかなと思いますので、その辺りの調整、それから連携というところを今後は視点に入れて取組をまたさらに強化していければと思います。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） ありがとうございます。この水銀の課題については本当に重要なことだと思うのですけれども、超高齢社会の大きな課題の中ではほんの一部のことだと思いますが、それでもやはり連携という体制は考えていただきたいと思います。これは後で意見で述べます。

それ以外で確認だけさせていただきたいのですが、まずⅠの（2）の事業者向けの民から民への在

庫調査はできないということだったのですけれども、各施設、恐らく社会福祉法人とかは備品や機材の棚卸しとかをやられているのではないかと思うのですが、その中で事前に調査した在庫とかがあったときに、組合として聞くということもできないのでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） ここにつきましては、当初の想定の中では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所の皆様ですので、特にこういった薬品類の使用については専門分野の方々でしたので、なかなか私どものような立場で突っ込んで在庫調査をしてくださいですか、その処分計画をなんていうところには踏み込めないものとは考えておりました。

今、議員がおっしゃったような在庫をもともと調査されているのではないかということについては、確認の手法の一つとしてはあるかなとは思いますが、こういったところの啓発の中で確認が取れば、そういったことも聞いていきたいかなと思います。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） 答弁の中で、専門分野だから突っ込めないというのは、市も命を抱えるくらい大事な水銀の調査という部分、確実にできることを今回の請願を受け止めて可能な限り追求していただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（窪田知子君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

御意見のある方の挙手を求めます。ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 本請願について、採択の立場で意見を申し上げます。

浅川清流環境組合の新可燃ごみ処理施設、新焼却炉というのは、建て替えを行うに当たって、環境負荷の軽減が掲げられて、排ガス基準は全国でもトップクラスの厳しい基準だと、日野市が自ら周辺住民に説明をしてきました。

しかし、2020年4月からの本格稼働以降、これほどの回数の基準値超えという事態になっているのですから、ごみをここへ持ち込んでいるそれぞれの構成自治体並びに組合において、真剣にこの問題への対応策を取ってほしいとの意見表明に対しては、私ども組合議会、組合議員は最大の誠実さを持って対応しなければならない。そうでなければ、この組合議会というのは何のための組合議会かということになるのではないかということをもっと申し上げたいと思います。

2020年の6月に最初に公害防止基準値超えという事態が起きた際には、組合はこの事実は10日間ほど市民に知らせるということはありませんでした。周知の義務がありませんでしたので、最初の時点では市民に知らせることはありませんでした。しかし、そうした態度に対して改善を求める声によって、組合は、先ほど議論がありましたけれども、有害ごみの分別の徹底を呼びかけることを目的として、また啓発、こうしたことを目的として、事実を住民に知らせていく。基準値超えになった場合には、即座に3市の市民に知らせると。つまり、これは自治の認識を高めた。参加するからには責任があるということで、ここで自治の認識を高める変化が組合に起きたと考えています。さらにこれを変化させる必要があるわけですが、こうした変化が起きたと。

このように周辺住民、そして3市の住民、そしてその代表である組合議会、そして組合は、この新可燃ごみ処理施設の行っている事業に対して、絶えずチェックと改善を行っていくことが必要だということではないかと思います。先ほど例えば一つの改良策として求められた活性炭の吹き込みについては、これを改良する場合にはCO₂の問題がある、費用対効果の問題がある、それから、立ち上げ、立ち下げの場合には絶えず低温で発生すると言われているダイオキシン発生の問題がある。常にこうしたことを考えながら、組合の運営としてはどうしたらいいかということを実際に考えながら、しかし、総合的に勘案をして、今の運営を法律の範囲内で行っているということなのだと思います。

そして、専門家委員会の助言も受けながらということなのですから、この場合には、専門家委員会の助言も、これでいいのかということも含めて、やはり私たち議会にはチェックする責任があるのではないかと思います。

水俣病の話が先ほどから出ていますけれども、水銀というのはここまでならば安全と考えてしまっただけではないというのが水俣条約の肝だと私は解釈しています。可能な限り空气中、水中、土壌に放出しない、出しては駄目だと。その徹底こそが求められると解釈すれば、おのずとこの施設ではどうすればいいのかということにつながっていくと思います。

ちょっと偉そうなことを申し上げますけれども、例えば工業製品、商業製品の生産などその目的のために、人間を含む自然環境への影響を後回しにしたために、公害というのが起きてきたのではないかと私自身は思っています。これをやるからには、こういうことは想定されるかもしれないけれども、こういうデメリット、環境破壊とか、この場合、公害と申しますけれども、人間を含む環境破壊、そういうことが起きるかもしれないけれども最小限にするのだという自らの営みの過信によって、目的のためであればということが最優先されたことによって公害は起きてきたのではないかと。

今、ごみ処理という私たちが暮らす上でどうしてもしなければならぬその目的達成のために、公害につながりかねない事態が起きているのであれば、それは最大限の努力をして、これを軽減しなければならないし、いわんや水銀については水俣条約という明確な物の考え方が示されているわけだから、その考え方の核心、肝心な部分を肝に銘じて、ここは運営されていくということ、可燃ごみ処理施設においては排出しないということが想定される必要があると思います。

公害というのは、予防に努めなければ、今の命だけではなくて、未来の人たちの命に責任を持つということができないのではないかとということです。今回、請願者の方が、有害ごみが焼却炉に混入することを防止するため、今も様々どうすれば入らないようにすることができるかという提案がされて、議論もされました。このたびの請願によって、それぞれの議員の皆さんが、これからこれら日野の周辺住民の思いと提案に対して真摯に向き合っていて、各自自治体において、各自自治体の市民の皆さんが自分事として検討していただいて、今回の提案がパーフェクトではないと、もちろん請願の提出者の方も思っておられると思いますが、それぞれの自治体のところで、それではじゃあどうしようかということで検討して、実行に移していただきたいと思います。請願を否定する要素は、ここには何もないと私は思います。

そして、施設の稼働の停止・再開、施設の改良ということについても、やはり議会として請願を採択して、先ほど総合的に勘案する、また今後についても検討の余地があるという意味の提案が浅川清流環境組合のほうからされましたので、私はやはり請願を採択して、施設の稼働の停止・再開、施設

の改良について、専門家委員会、そして議会も、また管理者の皆さんも含めて検討を行っていくことが今取るべき態度ではないかと思えます。

そしてその際の一定の費用についての議論などもありましたけれども、決算で明らかになりましたけれども、今年は相場が高くて、売電したところ高い値で買っていただいたというような決算数値も出ましたし、決算では財政調整基金が今、2億2,500万円、こういう数値にもなっているということを考えれば、1回吹きつけるのに150万円と。雑駁な言い方でごめんなさい。1回活性炭の量を増やしたときには500万円だというふうな一つの参考数値も出ましたけれども、それは先ほど組合のほうから多くの費用だという表現もありましたけれども、しかし、私たちが直面していることは一体何なのかと。現在の命と未来の地球環境への汚染と未来の人たちの命のことを考えたときに、その必要金額が適正に議会に提案されたときには、私たちはそれに対して見識を示して、もし予算としてそうしたものが出来たのだとしたならば、適正であることを十分に議論して、そうしたものも私たち議会として認めていく責任があるのではないかと考えます。

以上、私どもの採択の意見とさせていただきます。

○議長（窪田知子君） 森沢美和子議員。

○2番（森沢美和子君） これまでの様々な質疑を通して、この請願についての意見を申し上げます。

改善提案をあれこれ考える前にまず大切なことは、水銀含有物は有害ごみとして分別すること、この徹底を図ることが最優先だと思います。その上で、昨今の超高齢化などの社会情勢上、このことが困難である方たちへの支援を考えていくことが必要なのではないのでしょうか。

在宅で過ごす高齢者の中には、物を捨てることができない方が多いことを私自身は目の当たりにしております。そこで、大掃除などをした際、発生した大量のごみの中に昔使っていた体温計が潜んでいることも考えられると思います。この御時世だから発生するリスクということも、市としての対応の中には含んでいただきたい。これは啓発だけでは、チラシを発行するだけでは、各家庭も事業者も含め、解消できる問題ではないのかなと思っております。やはり社会全体を捉えてどう判断していくかということ、それ自体が、技術的なスキルを改善するとか科学的数値で判断すること以上に、市民の生活に密着した支援ということを私は最優先していただきたいと思います。非常事態宣言を出して呼びかけること以上に、一人一人の生活のニーズに合わせた周知啓発の仕方を工夫することが今の時代に求められるのではないかと思えます。

残存する水銀含有物は、科学技術の発展から、今、確実に少なくなってきていると思います。水銀という化学物質に特化して対策を考える、それも大切だとは思いますが、社会全体の人の暮らしに着目をして、改善策を考えていただきたいと私は思いました。

したがって、様々な御提案をいただきましたこの請願文書ですが、受け止める部分は本当にたくさんあったと思います。市として改善すべきところも本当にあったと思います。それはしっかり受け止めていただき、大いに参考にいただき、今後の対策を講じていただくことを申し添え、この請願については不採択とさせていただきます。

○議長（窪田知子君） 鈴木洋子議員。

○3番（鈴木洋子君） 相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的対策を求める請願について、

不採択の立場で意見を申し述べたいと思います。

これまでの質疑の中でも、浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設の自主基準が、大気汚染防止法などを含めた国の基準よりもかなり厳しい基準で運転をされているという御説明、改めて確認をさせていただきました。

その上で、請願にあります市民に対する支援策に対して、水銀回収キャンペーンも、先ほども申し上げたとおり、令和7年度も引き続き実施していく方向性も伺いました。回収の成果も、浅川清流環境組合ニュースにも記載されていますけれども、令和6年9月号です。しっかりと回収の効果が出ているということも分かりました。また、回収拠点も身近な場所での回収ができるよう増やしてきている上に、令和5年からは水銀体温計と電子体温計の交換も行ってくださるということ。しっかりと効果的な回収が昨年の実績からも図られていると言えると思います。

また、排出事業者に対する支援策についても、排出事業者へは直接訪問をされて、水銀使用製品の適正な処分についての啓発、またチラシ配布などの御協力をいただき、その他の皆さん方にもチラシの配布を行っていただいていることなどから、廃棄物への適正処理の理解はかなり進んでいるのではないかと考えます。また、相談についても各市のごみ担当課が窓口となって既に対応しているという状況も伺わせていただきました。収集許可事業者の方々や組合として、携帯型水銀測定装置を使用している計測で水銀混入防止対策を行いながら、適正な収集の指導も行っているということも聞き及んでおります。

そういったことも鑑みまして、健康リスクの低減を図るための数値が、先ほどの御説明の中でも中央環境審議会の答申の中で設定されているとのことですが、これまでの水銀値の超過時間は国の指針値を大きく下回っている。さらに公害防止基準値を超えた場合でも短時間の収束であったことから、健康への影響が現れるレベルではないということ。しかしながら、かえって炉の立ち下げ、立ち上げによるダイオキシン類の発生のリスクのほうが、温室効果ガスの排出などを含めて、市民の健康被害、人体への健康被害、環境への被害が懸念されるということが分かってまいりました。

ここにも書かれていますように、浅川清流環境組合ニュースですけれども、令和6年9月号にも書かれています。大事なこと、非常に重要視しなくてはいけないかなと思う部分は、学識経験者からの水銀についての運転停止・再開方針についての御意見が記載されているところでございます。これを読んでいただきますと、運転停止・再開方針について、組合の方針は大気汚染防止法で定める基準よりもかなり厳しい基準で運転を行っており、環境アセスメントの評価においても、国が示している指針値以下となっています。過去の状況を見ると、水銀の基準値超過時においても1時間から2時間で基準値以下となっており、適切な運転管理をいただいている。以上のことを考えると、引き続き現行の方針で運転をしていただきたいという御意見、御助言をいただいているところでございます。その上で、組合の水銀含有物の混入を防止するために行っている水銀回収キャンペーンの実施や携帯型水銀測定装置の導入を高く評価はしますけれども、構成市3市に対しては、引き続き分別徹底の啓発を求めるべきであるという形の御意見もいただいているということでございます。

総合して考えますと、排ガス排出量基準値をクリアできるような技術的対策、つまり施設の改善が急務であるという御要望に応える必要はないというような判断に至ったと考えております。

以上のことを考えて、私としましては、この請願には反対の意見とさせていただきます。ただし、

先ほども申し上げましたように、水銀を含む有害ごみの混入は厳禁であり、混入の結果、どういう事態に陥ることになるのか、啓発、そしてまた周知の徹底をさらにしていただきたいということを要望いたしまして、不採択の意見とさせていただきます。

○議長（窪田知子君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪田知子君） 挙手少数であります。よって、請願第6－1号の件は不採択とすべきものと決しました。

○議長（窪田知子君） これより、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（窪田知子君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和6年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 0時21分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 窪 田 知 子

署 名 議 員 森 沢 美 和 子

署 名 議 員 鈴 木 洋 子